

許可等の確認が必要な主な業種

保証対象業種のうち、許可等を必要とする業種を営んでいる中小企業・小規模事業者の皆さまについては、その許可等を取扱していることが保証の対象要件となります。特に下記一覧表に掲載しております業種については、保証申込時の際に許可等の写しを提出していただく必要がございます。  
(なお、一覧表に記載がない業種についても、必要に応じて許可等の写しを確認させていただく場合がございます。)

※許可等サンプルにつきましては、各都道府県や市町村により様式が異なる場合がございます。

	業種	許可等	根拠法	有効期限	許認可権者	許可等サンプル
1	食料品製造業	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間	知事(保健所長)	<a href="#">サンプル</a>
2	食料品販売業	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間	知事(保健所長)	<a href="#">サンプル</a>
3	飲食店、喫茶店	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間	知事(保健所長)	<a href="#">サンプル</a>
4	建設業	許可	建設業法(3条) 次のいずれかに該当する場合は、許可は不要となりますが、工事明細が必要となります。 ①建築工事一式の1件あたりの請負金額が1,500万円未満の工事又は総床面積150㎡以下の木造住宅工事を行う事業者 ②建築工事一式以外の建築工事のうち、1件あたりの請負金額が500万円未満の工事を行う事業者	5年	知事又は国土交通大臣 2つ以上の都道府県に営業所を設ける場合は、国土交通大臣の許可が必要となります。	<a href="#">サンプル</a>
5	一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く)	許可	道路運送法(4条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)	<a href="#">サンプル</a>
6	一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業に限る)	許可	道路運送法(4条、8条)	5年(注1)	国土交通大臣(地方運輸局長)	<a href="#">サンプル</a>
7	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)	—
8	自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法(79条)	2年(更新時2年又は3年)	国土交通大臣(地方運輸局長)	<a href="#">サンプル</a>
9	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)	<a href="#">サンプル</a>
10	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)	<a href="#">サンプル</a>
11	旅館業	許可	旅館業法(3条)	—	知事(保健所長)	<a href="#">サンプル</a>
12	古物営業	許可	古物営業法(3条)	—	公安委員会	<a href="#">サンプル</a>
13	薬局	許可	医薬品医療機器等法(注2)(4条)	6年	知事(保健所長)	<a href="#">サンプル</a>
14	医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品医療機器等法(12条)	5年または6年(注3)	知事又は厚生労働大臣	<a href="#">サンプル</a>
15	医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業	許可	医薬品医療機器等法(13条)	5年または6年(注4)	知事又は厚生労働大臣	
16	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品医療機器等法(23条の2)	5年	知事又は厚生労働大臣	
17	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品医療機器等法(23条の2の3)	5年	知事又は厚生労働大臣	
18	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品医療機器等法(23条の20)	5年	知事又は厚生労働大臣	
19	再生医療等製品製造業	許可	医薬品医療機器等法(23条の22)	5年	厚生労働大臣	
20	医薬品販売業	許可	医薬品医療機器等法(24条)	6年	知事(保健所長)	
21	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品医療機器等法(39条)	6年	知事(保健所長)	
22	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業(注5)	許可	医薬品医療機器等法(39条)	6年	知事(保健所長)	
23	医療機器修理業	許可	医薬品医療機器等法(40条の2)	5年	知事(保健所長)	
24	再生医療等製品販売業	許可	医薬品医療機器等法(40条の5)	6年	知事(保健所長)	
25	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年	市町村長	<a href="#">サンプル</a>
26	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年(更新時5年または7年)(注6)	知事	<a href="#">サンプル</a>
27	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年(更新時5年または7年)(注6)	知事	<a href="#">サンプル</a>

	業 種	許可等	根 拠 法	有効期限	許認可権者	許可等サンプル
28	有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣	<a href="#">サンプル</a>
29	病院, 診療所, 助産所	許可	医療法(7条)	—	知事(保健所長)	<a href="#">サンプル</a>
30	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年	知事又は 国土交通大臣	<a href="#">サンプル</a>
31	酒類製造業	免許	酒税法(7条)	—	税務署長	<a href="#">サンプル</a>
32	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8条)	—	税務署長	<a href="#">サンプル</a>
33	酒類販売業	免許	酒税法(9条)	—	税務署長	<a href="#">サンプル</a>
34	第1種高压ガス製造業	許可	高压ガス保安法(5条)	—	知事	—
35	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	—	知事(地方創業事務所長)又は経済産業大臣	<a href="#">サンプル</a>
36	労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣	<a href="#">サンプル</a>
37	家畜商	免許	家畜商法(3条)	—	知事	<a href="#">サンプル</a>
38	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35条)	期限を付すことができる (概ね2年)	市町村長	<a href="#">サンプル</a>
39	興行場	許可	興行場法(2条)	—	知事(保健所長)	<a href="#">サンプル</a>
40	浴場業	許可	公衆浴場法(2条)	—	市町村長	<a href="#">サンプル</a>
41	測量業	登録	測量法(55条)	5年	国土交通大臣 (地方整備局長)	<a href="#">サンプル</a>
42	砂利採取業	登録	砂利採取法(3条)	—	知事	<a href="#">サンプル</a>
43	採石業	登録	採石法(32条)	—	知事	<a href="#">サンプル</a>
44	建築士事務所	登録	建築士法(23条)	5年	知事	<a href="#">サンプル</a>
45	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年	知事(地方創業事務所長)又は経済産業大臣	<a href="#">サンプル</a>
46	自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法(78条)	—	地方運輸局長	<a href="#">サンプル</a>
47	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—	経済産業大臣 (地方経済産業局長)	<a href="#">サンプル</a>
48	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	—	経済産業大臣 (地方経済産業局長)	—
49	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	—	経済産業大臣 (地方経済産業局長)	—
50	住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法(3条)	—	知事	<a href="#">サンプル</a>
51	接待飲食等営業(注7)	許可	風営法(3条)	—	公安委員会	<a href="#">サンプル</a>
52	遊技場営業(注8)	許可	風営法(3条)	—	公安委員会	<a href="#">サンプル</a>

注1 一般貸切旅客自動車運送業について、道路運送法の一部を改正する法律(平成28年法律第100号)による改正前の同法第4条第1項の許可を受けている者は、平成29年4月1日の同法の改正施行に伴い、有効期限の取扱いに注意が必要です。

注2 正式名称は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」となります。

注3 医薬品(体外診断用医薬品を除く)製造販売業の内、薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可については、有効期限は6年となります。

注4 医薬品(体外診断用医薬品を除く)製造業の内、薬局製造販売医薬品の製造に係る許可については、有効期限は6年となります。

注5 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条の規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」の内、対価を得て貸与を行うもの。

注6 事業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者として、環境省令で定める基準に適合する場合は7年、それ以外の方は5年となります。

注7 風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業を指します。

注8 風営法第2条第1項第4号から第5号のいずれかに該当する営業を指します。